

第

4557
号

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 8月28日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 地方団体の構成員に対する災害見舞金の分担金

Q：当連合会は、各都道府県に設置した同業団体（県団体）を構成員とする全国組織の連合会（全国団体）です。被災に遭われた構成員に対して、被害を受けなかった構成員から分担金を集め、災害見舞金を拠出しようと思います。この分担金はどのように取り扱われますか？

A：一定の要件を満たせば損金に算入することが認められるものと思われま。

【解説】

法人税では、同業団体等に対して支出した①会員相互の共済、②会員相互又は業界の関係先等との懇親等のために支出する費用の分担額として支出する会費については、前払費用とし、その同業団体等がこれらの支出をした日にその費途に応じてその法人がその支出をしたものとするとしています。

これに対して、その所属する協会、連盟その他の同業団体等（同業団体等）の構成員の有する事業用資産について災害により損失が生じた場合に、その損失の補てんを目的とする構成員相互の扶助等に係る規約等（災害の発生を機に新たに定めたものを含む）に基づき合理的な基準に従って当該災害発生後に当該同業団体等から賦課され、拠出した分担金等は上記の取り扱いによらず、その支出した日の属する事業年度の損金の額に算入することとされています。お尋ねの分担金は、構成員相互の扶助を目的として実施されるものから、この要件を満たせば、分担金は損金に算入できるものと思われま。

